明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医師法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一一二）　一
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（**同**一一三）　七

〔告　示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**二六六～二七三）　九
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**二七四）　一五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**二七五～二七七）　一六
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一八六～一八八）　一八
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**一一六六）　二六

〔公　告〕

諸事項

官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三〇
裁判所
破産、免責、再生関係　三一
特殊法人等
独立行政法人労働者健康安全機構平成二十九事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　六七
地方公共団体
行旅死亡人関係　七四
会社その他
会社決算公告　六七

省令

○厚生労働省令第百二十二号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十一日

厚生労働大臣　根本　匠